

千葉県立都市公園の指定管理者募集要項等に係る質問及び回答

1. 共通事項

No	質問内容	回答
共 1	募集要項 危険負担 ウイルス感染による利用減や電気、ガス料金等の高騰に対する対応をご教示ください。不可抗力に該当でよろしいでしょうか。	不可効力に該当するものではなく、危険負担表に定める事項以外の不測事態が生じた場合は、県と指定管理者で協議の上、危険負担を決めていきます。
共 2	募集要項 6 提出書類 (3) 関係書類 ⑩ 「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果の提出となっているが、本サイトを確認したところ、ゲストユーザーあるいは登録ユーザーのどちらの診断がよろしいのかご教示願います。	提出書類で求めている『⑩厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果』につきましては、ゲストユーザー若しくは登録ユーザーのどちらの診断結果でも構いません。
共 3	様式第1号「施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性」  防虫剤、殺虫剤等について、現在使用している薬剤名と禁止されている薬剤名がございましたら、薬剤名を教えてください。	公園利用者の安全確保及び周辺地域への影響等を踏まえて、原則防虫剤、殺虫剤等の使用は禁止しております。  ただし、特別な理由によりやむを得ない場合などは県と協議し、必要最低限で使用できるものとします。
共 4	様式第1号「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」  現在採用されている自主事業について、指定管理者が変わった場合でも引き続き継続する義務がありますか。	そのような義務はありません。
共 5	様式第1号「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」  自主事業の利益が赤字であった場合、	自主事業の赤字に対する補填はありません。

	<p>指定管理者料から補填をしても良いのでしょうか。それとも指定管理者事業者が独自に補填しなければならないのでしょうか。</p>	
共6	<p>様式第1号の2「収支計画表」 様式第1号の2の2「収支計画書」</p> <p>人件費内において、交通費、法定福利費は計上した方がよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
共7	<p>募集要項 7 管理運営経費等</p> <p>物価等変動による指定管理委託料の変更について、具体的な基準（指数・変動率等）がありましたらご教示ください。</p>	<p>具体的な基準はありませんが、物価水準の大幅な変動等あった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。</p>
共8	<p>募集要項 12 選定方法</p> <p>プレゼンテーション時間、参加可能人数をご教示ください。</p> <p>事業計画書以外にパワーポイント等によるプレゼンテーションは可能ですか。</p> <p>可能な場合は、機材の持ち込みは必要ですか。</p>	<p>実施時間については20分（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）となります。出席者は2名でお願いいたします。ただし、グループ申請の場合は、2名+構成団体数（代表団体を除く）まで出席していただけます。</p> <p>プレゼンテーションについては、事前に提出頂いている指定申請書に従って説明いただくため、パワーポイント等の利用は認めておりません。</p>
共9	<p>募集要項 業務の基準</p> <p>施設利用の予約について、「オンラインシステムによる申込みおよび利用決定」とは、「ちば施設予約サービス」以外のオンラインシステムを運用してもよいのか、ご教示ください。</p>	<p>オンラインシステム導入については、決済サービスが必要の為、「ちば施設予約サービス」とは別のインターネット予約システムの導入を想定しています。</p>
共10	<p>募集要項 管理運営基準 利用管理</p>	<p>募集要項3業務の基準に、オンラインシステム導入等の記載がある都市公園（北総花の丘公園、長生の森公園、館山運動公</p>

	『現在、県では施設予約などの関係業務を支援する「ちば施設予約サービス」を導入中です。本公園も今後、導入について協力をお願いすることがあります。』と記載がありますが、当該システムを利用し、令和6年度中にオンラインシステムの申込み及び利用決定を行うことを想定してよろしいか。	園、富津公園)においては、決済サービスが必要の為、「ちば施設予約サービス」とは別のインターネット予約システムの導入を想定しています。
共11	募集要項における「オンラインシステム及びキャッシュレス決済」について、県が想定している基本仕様(方針)等があれば開示していただきたい。	利用申請については、オンライン上での予約や決済等の機能を保有した予約システムを導入することを想定しています。また、料金収納については、キャッシュレス決済端末機の導入を想定しております。
共12	オンラインシステムの導入にあたり、県ではどのような経費負担を想定しているのか。	導入経費及び運用経費(手数料を含む)を指定管理料に見込んでおります。
共13	キャッシュレス決済の導入にあたり、県ではどのような費用負担を想定しているのか。 また、導入によって見込んでいる決済手数料(決済件数)などの想定値の開示をお願いしたい。	導入経費及び運用経費(手数料を含む)を指定管理料に見込んでおります。 また、決済手数料(金額)については、過去の共同使用料収入額を参考に経済産業省が公表しているキャッシュレス決済比率と決済手数料(割合)を乗じ積算しております。
共14	利用料金について「令和6年度中にキャッシュレス決済(オンラインでの決済を含む。)を導入すること。」とありますが、施設予約システムに連動する必要があるのか?連動は県として統一見解なのでしょう。また、キャッシュレス決済について、受付窓口(支払)に決済端末を設置し、必要に応じて対応することとしてよろしいか。	オンラインシステム導入については、オンライン上での予約や決済等の機能を保有した予約システムを導入することを想定しています。 また、キャッシュレス決済について、受付窓口(支払)への決済端末の設置を想定しています。

<p>共15</p>	<p>募集要項 管理運営基準 管理業務用の施設及び備品管理業務</p> <p>管理業務用の施設及び備品管理業務に関連して、危険負担表では、施設・設備・備品について、資本的支出に該当しない小規模の修繕は指定管理者の負担となっており、かつ、管理運営基準で、当該損傷・破損等が安全又は管理運営上必要がある場合は速やかにこれを実施することとなっています。</p> <p>一方、これらの施設等は県有財産であることから、修繕や更新等に当たっては事前の協議・承諾をいただいた上で、対応後その成果を県に寄付する必要があると伺っています。</p> <p>ついては、上記安全確保等の必要がある場合は、その緊急性を鑑み、当該事前手続きを簡略化した上で、対応後寄付受け入れをしていただけると解してよろしいか。或いは、最低限の安全確保措置を行ったうえで正式な事前手続・承認を待ってから対応すべきかご教示ください。</p>	<p>事項以外の不測事態が生じた場合は、県と指定管理者で協議して決めていくことを想定しています。</p>
<p>共16</p>	<p>募集要項 管理運営基準 管理業務用の施設及び備品管理業務</p> <p>管理業務用の施設及び備品管理業務に関連して、県では、ICT等新技術の導入も進めていくとのことですが、これらに限らず管理運営上の効率又はサービスの向上を図るために必要と考えられる備品の導入や施設の改善を提案することは可能でしょうか。</p>	<p>民間事業者等が有するノウハウによる管理運営上の効率又はサービスの向上を図るための提案は可能です。</p> <p>ただし、購入する備品の費用負担や帰属等については、あらかじめ県と協議し承認を得る必要がありますのでご留意願います。</p>

	<p>或いは、資本的支出に該当し、不可となるでしょうか。</p> <p>仮に可能だとした場合、事前協議で了承がいただければ、対応後寄附受入れをしていただけるものと解してよろしいか。</p>	
共17	<p>募集要項 管理運営基準 修繕業務</p> <p>修繕業務に関連して、県側の危険負担に係る修繕について、安全確保等の必要から施設の使用を停止せざるを得ない場合や、これに付随した対応で、利用料金の減や費用支出の増が大きくなる場合は、「指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更」として、その補填について協議の対象としていただけるものと解してよろしいか。</p>	<p>危険負担表に定める事項以外の不測事態が生じた場合は、県と指定管理者で協議の上、危険負担を決めていきます。</p>

## 2. 富津公園

No	質問内容	回答
富1	<p>募集要項 都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて設置又は管理している公園施設</p> <p>区分で「設置」「管理」の違いをご教示ください。また、プールの自販機や売店は指定管理者で準備でしょうか。</p>	<p>設置許可は事業者が都市公園用地内に新たに施設を設置し管理することを許可する行政処分となります。(設置後も事業者が所有権を有する)</p> <p>管理許可は、千葉県が所有権を有するものに対して、事業者が事業展開する場合において、当該事業者に管理を許可する行政処分となります。</p> <p>プールの自動販売機や売店は指定管理者において設置していただきます。</p>
富2	<p>募集要項 P17 参考資料—5 1 収支実績 (1) 収支</p> <p>詳細をご教示ください。</p>	<p>指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的としており、収支実績の詳細は、制度の目的が</p>

		達成できないおそれがありますので詳細は公表しておりません。
富3	<p>募集要項 P22～25 管理運営基準</p> <p>以下についてご教示ください。</p> <p>①全体平面図（各階）</p> <p>②電気、機械設備のメーカー名、型番、数量</p> <p>③ソーラー板、蛍光灯、空調機器のメーカー名、型番、数量</p> <p>④自家用電気工作物のメーカー名、型番、数量</p> <p>⑤消防設備のメーカー名、型番、数量</p> <p>⑥浄化槽の数量、大きさ（立米）</p> <p>⑦入退場機器のメーカー名、型番、数量</p> <p>⑧自動制御装置のメーカー名、型番、数量</p> <p>⑨ボイラーのメーカー名、型番、数量</p> <p>⑩自家発電設備のメーカー名、型番、数量</p> <p>⑪市水受水槽の図面、容量（立米）、1槽式か2槽式か</p> <p>⑫サウナ設備の図面、設置部のメーカー名、型番、数量</p> <p>⑬ウォータースライダーの図面</p> <p>⑭高所ガラス清掃は、足場を組んで施工可能か</p> <p>⑮過去3年度の修繕履歴</p> <p>⑯施設設備の維持管理に係る費用内訳（令和4年度）</p> <p>⑰宿直業務の詳細</p> <p>⑱現指定管理者の人員配置</p>	<p>①⑪⑫⑬に係る図面については、君津土木事務所で閲覧できます。事前に連絡ください。</p> <p>（全体平面図（各階）、ウォータースライダー、サウナ設備、市水受水槽）</p> <p>②～⑫各設備等のメーカー名、型番、数量については、別表1のとおりです。</p> <p>⑭可能と考えます。</p> <p>⑮過去3年度の修繕履歴については下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度、野外劇場、消防設備、受水槽修繕など23件</li> <li>・令和3年度、ガラス、屋外プール売店の修繕など22件</li> <li>・令和4年度、浄化槽設備の修繕、屋外プールテント修繕など27件。</li> </ul> <p>⑯施設設備の維持管理に係る費用内訳（令和4年度）については、指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的にしております。詳細は、制度の目的が達成できないおそれがありますので詳細は公表しておりません。</p> <p>⑰宿直業務については、屋外プールの閉園時間外の監視業務を行っております。なお、期間は開園期間及び一部準備期間にも宿直業務を行っております。</p> <p>⑱応募者自ら事業計画を立案・作成し、より効率的にサービス向上につながる提案をしていただくことが公募の趣旨ですので、この旨をご理解いただき、提案してください。参考として、令和4年度の人員配置は、常勤・非常勤含め116名です。</p>

富 4	<p>募集要項 P26 管理運営基準 (8) 管理業務用の施設及び備品管理業務</p> <p>備品管理台帳を開示していただけますでしょうか。</p>	<p>君津土木事務所で閲覧できます。 (事前に土木事務所の担当者に連絡してください。)</p>
富 5	<p>募集要項 P1 1 対象施設の概要 (4) 設置の目的及び管理運営方針⑤</p> <p>植物管理に伴うリサイクルに伴い年間の発生する剪定枝及び刈草等植物発生材の数量を教えてください。</p>	<p>令和 4 年度剪定枝量 8.6 t、刈草等植物発生材量 67.6 t です。</p>
富 6	<p>募集要項 P16 参考資料—3</p> <p>都市公園法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けて設置又は管理している公園施設</p> <p>設置許可を受けている施設の内、指定管理者収入になる売店・自販機はどれに当たるのでしょうか。また、使用料は面積当たりいくらでしょうか。現指定管理者が設置している自販機数、売店の数、面積を教えてください。</p>	<p>参考資料—3 の表内の自動販売機 5 台 (5 m<sup>2</sup>) 及び①売店、②売店 (12 m<sup>2</sup>、21 m<sup>2</sup>) については、指定管理者が許可を受けております。</p> <p>都市公園使用料については次の通りです。</p> <p>自動販売機 (乙地) : 35 円 / m<sup>2</sup> / 月 売店 : 143 円 / m<sup>2</sup> / 日</p> <p>【参考】使用料及び手数料条例</p>
富 7	<p>募集要項 P17 参考資料—5 1 収支実績</p> <p>平成 29 年度～令和 4 年度の収支決算書を提示下さい。各年度の収入内訳、支出内訳</p>	<p>富 2 を参照してください。</p>
富 8	<p>募集要項 P17 参考資料—5 1 収支実績 (1) 収支 自主事業の内容がわかる収支内訳を提示下さい。</p>	<p>富 2 を参照してください。</p>
富 9	<p>募集要項 P17 参考資料—5 1 収支実績 (2) 有料施設収入</p>	<p>別表 2 のとおりとなります。</p>

	有料施設利用者数及び有料施設収入の月別内訳を提示下さい。	
富 10	募集要項 P22 管理運営基準 (1) 植物管理  植栽管理の内訳数量は管理範囲図の清掃管理範囲と同じでしょうか。異なる場合は範囲を図示してください。	清掃管理範囲内に含まれております。
富 11	募集要項 P22～24 管理運営基準 (2) 施設管理  各施設管理業務を積算する為の資料、年間管理回数以外に各数量内訳(容量や数)を提示下さい。 また、難しい場合は各業務の現在の支出実績を教えてください。	富 2 を参照してください。
富 12	募集要項 P22～24 管理運営基準 (2) 施設管理  施設管理の内トイレ清掃及び遊具広場日常点検が 3 6 5 回になっていますが休業日(月曜日及び 12 月 29 日～1 月 3 日)に関係なく実施することになるのでしょうか。	公園利用者が気持ち良く快適に安全安心して利用できる施設管理に努めていただくことが目的ですので、臨機応変な対応をお願いしたいと思います。
富 13	募集要項 P25 管理運営基準 (3) 清掃管理  園内のゴミは一般廃棄物として処理でよいでしょうか。又、ゴミの種別、排出量、処分費を教えてください。	廃棄物の処理業者と年間契約を結んでおり、種別分けはしておりません。令和 4 年度の排出量は 9.7 t です。 なお、処分費用は、富津市の事業所ごみ処理手数料を参考にしてください。
富 14	募集要項 P25 管理運営基準 (3) 清掃管理  水路部、海岸部とはどの部分でしょうか。管理範囲図に海岸は含まれてないように見受けられますが。また、土砂	水路部とは、平面図中央にある中ノ島と海を繋いでいる水路を指しております。 海岸部とは、平面図南側の布引海外の面した箇所及び、明治百年記念塔の一部を指しております。 土砂撤去とは、水路から海岸に抜ける部

	撤去とはどのような業務内容でしょうか。	分の堆積した土砂の撤去となっております。
富 15	募集要項 P26 管理運営基準 (8)管理業務用の施設及び備品管理業務 (9) その他  現地説明会にて備品台帳の公開がなかったので提示願います。 また、AEDは指定管理者が設置するのでしょうか、現在の設置数量を教えてください。	千葉県君津土木事務所で閲覧できます。 (事前に土木事務所の担当者に連絡してください) AEDは指定管理者が設置しており、台数については3台です。
富 16	現在の人員配置数を教えてください。 (役職、常勤、非常勤)	富 3⑱を参照してください。
富 17	現在の委託業務について委託名、委託額、委託先を教えてください。	富 2 を参照してください。
富 18	富津海岸、綿引海岸を使った利用促進のイベント等は可能でしょうか。	海岸管理者との協議が必要です
富 19	キャンプ場は管理範囲外とのことですが、指定管理者がバーベキュー等を提案することは可能でしょうか。	提案は可能です。しかし、既存施設もありますので必要性については別途協議となります。
富 20	管理範囲図ではキャンプ場が対象範囲、監視範囲に含まれているのですがどのような扱いになるのでしょうか。管理範囲外の認識で良いのでしょうか。責任範囲はどのようになるのでしょうか。同様テニスコート公園内の飲食店、商店、富津岬荘の扱いを教えてください。	監視範囲に含まれるキャンプ場につきましては、管理は行いませんが、倒木や不法投棄など公園内の問題が無いか監視をしていただきます。 テニスコートや飲食店、商店、富津岬荘につきましては、設置及び管理許可者がおりますので原則対応は不要となります。
富 21	募集要項 P20 参考資料—7 現行の減免基準  千葉県立都市公園条例施行規則第15条第2項の規定に定められている「富津公園(水泳場の共同利用の場合	利用者のうち7割程度が減免者となっております。

	に限る。)」における「65歳以上の者が使用する場合」については、「全額減免」となっておりますが、該当施設における利用者内訳(有料者及び減免者)について開示いただきたい。	
--	--	--

### 3. 北総花の丘公園

No	質問内容	回答
北1	<p>募集要項 P24 管理運営基準 (10) その他</p> <p>現在行われている伐採、草刈等で出た物のリサイクル処理は、どの様に処理をしていますか。公園内にリサイクル処理をする専用のエリアがありますか。場合によっては、処分場に持って行っても構いませんか。</p>	<p>現指定管理者については、落ち葉や剪定枝等をバイオネットを作成し、腐葉土にしてリサイクルしております。</p> <p>公園内にはリサイクル処理をする専用のエリアはございません。場合によっては、処分場にて処理していただいて構いません。</p> <p>リサイクル処理の方法については、応募者自らの提案をお願いします。</p>
北2	<p>募集要項 P7 7 管理運営経費等 (1) 管理運営経費</p> <p>募集要項 P17 参考資料—5 1 収支実績</p> <p>指定管理料の参考金額として P7 では5年間の総額は652,500千円(税込)、単年では130,500千円(税込)となっておりますが、P17での収支実績では令和元年から令和4年度では114,550～116,854千円(税込)となっております。その差額が13,646～15,950と大幅に指定管理料がアップしていますが、その主な理由をご教示ください。もしくは、P7で示されている指定管理料とは利用料金を含んだ金額をいうことでしょうか。</p>	<p>参考金額は、利用料金を含めた過年度実績等を踏まえつつ、必要なサービス水準が確保できる額としています。主な増額理由は人件費です。</p>

北3	<p>募集要項 P21 管理運営基準 (1) 植物管理</p> <p>植物管理において、経年変化により低木、芝生地、除草の対象面積が現状とは異なりますが、予算上は募集要項に基づき、その後協議できるものとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>管理運営基準の植物管理等は、公園を維持する水準を網羅的に示しているものになりますので、協議の想定はしておりません。</p>
北4	<p>募集要項上は、経年変化により高木化した樹木の管理について記載されていませんが、対応についてご教示ください。</p>	<p>基本的な考え方としては、下草刈りや枝払い程度は指定管理業務で行い、それ以上の高所作業や重機が必要な伐採などは土木事務所で対応するものです。</p>
北5	<p>募集要項上は、Bゾーン修景池・流れの設備(循環ポンプ等)について記載されていませんが、指定管理者がどこまで管理することになるのか、ご教示ください。</p>	<p>管理にあつては県と協議のうえ調整願います。</p>
北6	<p>日々の人員配置(職務別)と全体の雇用数</p>	<p>応募者自ら事業計画を立案・作成し、より効率的にサービス向上につながる提案をしていただくことが公募の趣旨ですので、この旨をご理解いただき、提案してください。</p> <p>なお、参考として、令和4年度の人員配置は常勤・非常勤含め24名です。</p>
北7	<p>科目別の詳細な収支実績</p>	<p>指定管理者制度は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的としており、詳細な収支実績の公表は制度の目的が達成できないおそれがありますので、行わないこととします。</p>
北8	<p>外部委託先及び委託業務内容</p>	<p>北7を参照してください。</p>
北9	<p>年間集客数の詳細</p>	<p>利用者数のカウント方法については、巡視時の在園者数に係数を乗じて算出しております。令和元年度の利用者数は340,536人、令和2年度は381,02</p>

		3人、令和3年度は437, 673人、令和4年度は377, 962人となっております。 有料施設の利用者数については募集要項の参考資料-4を参照してください。
北10	年間ボランティア数(人数・延べ人数)	北6を参照してください。
北11	年間コンサートの一覧・詳細	指定管理者のHPにイベント情報が記載されておりますので参考にして下さい。
北12	年間行事の一覧・詳細	北11を参照してください。
北13	施設全体の図面(広さがわかるもの)	印旛土木事務所にお問い合わせいただければ、提供いたします。
北14	公表されている開館時間以外に行ったイベント	応募者自ら事業計画を立案・作成し、より効率的にサービス向上につながる提案をしていただくことが公募の趣旨ですので、この旨をご理解いただき、提案してください。
北15	備品の一覧の公表はあるか。	印旛土木事務所でご覧いただけます。 (事前に土木事務所の担当者に連絡してください。)
北16	施設利用の予約・利用料金の令和6年度中に行う新システムは、県としての指定はあるか。また、キャッシュレス決済は駐車場も適応か。	指定はございません。 駐車場は対象外となります。
北17	指定緊急避難場所としての準備物及び稼働時の実績詳細	応募者自らの提案をお願いいたします。 また、過去に当公園を指定緊急避難場所として利用したことはありません。
北18	過去3年間の事業報告はあるか。	毎年度に事業報告書はありますが公開はしていません。
北19	指定申請書について、総ページ数の制限はあるか。また、ページ制限やフォント及び文字の大きさの指定はあるか。	ありません。
北20	事業計画書(様式第1号)は、各提案項目(黒枠の項目)につき、出来る限	そのとおりです。

	り1枚(最大2枚まで)で片面印刷という認識でよいか。	
北21	募集要項 P7 7 管理運営経費等 (1)管理運営経費 【千葉県の負担】  管理業務に係る千葉県の負担については、参考金額が前回公募時より減額(減少)している理由を開示いただきたい。	参考金額は、利用料金を含めた過年度実績等を踏まえつつ、必要なサービス水準が確保できる額としています。
北22	本公園については、ちば施設予約サービスを利用しておりますが、来年度以降も継続して本システムを使用することは可能か？ また、継続使用できる場合には、指定管理者の費用負担は必要となる見込みでしょうか。必要となる場合には、どのような経費を見込むべきでしょうか。	切り替えまでの間は、「ちば施設予約サービス」を継続使用することは可能です(継続使用するにあたり必要となる経費はないものと考えています)。ただし、オンラインシステム導入は、決済サービスが必要の為、「ちば施設予約サービス」とは別のインターネット予約システムの導入を想定しています。
北23	募集要項 P17 参考資料—5 1 収支実績 (1) 収支  本公園における園内での年間当たりのゴミの数量及び処分費用をお示しください。 また、植栽管理で発生する剪定枝等の年間当たりのゴミの数量及び処分費用をお示しください。	R4年度の処分実績数量は、 ・一般ごみ 2,280 kg ・産業廃棄物 0 m <sup>3</sup> 植栽管理で発生する剪定枝等の処分数量 ・53,760 kg なお、処分費用は、印西市の事業所ごみ処理手数料を参考にしてください。

#### 4. 長生の森公園

No	質問内容	回答
長1	募集要 P15 参考資料—1  多目的広場については、「地域の運動会や陸上、少年サッカー等の各種運動	多目的広場における利用目的に則した備品については、原則、県において準備することを想定しています。なお、備品は利用実態と要望に応じて、順次準備したいと

	行事に利用できる。」との記載がありますが、利用目的に則した備品は県において準備されると想定してよろしいか。	考えます。
--	---	-------

#### 5. 手賀沼自然ふれあい緑道

No	質問内容	回答
手1	緑道内で指定管理者が使用可能なインフラをご教示ください。	手賀曙橋付近の駐車場に設置してある電柱から引き込む電気のみとなります。
手2	募集要項 P15 管理運営基準 (1) 植物管理  草刈単価の算出根拠をご教示ください。	積算基準から算出しております。
手3	募集要項 P15 管理運営基準 (1) 植物管理  灌水は必要に応じて行ってくださいと記載がありますが、給水場所をご教示ください。	公園内に給水場所はありませんので、応募者自らの提案をお願いいたします。
手4	募集要項 P2 2 指定管理者の業務の範囲  複数個所より緑道内に立ち入ることが可能かと思いますが、来園者数の把握(カウント方法)はどのようにされているのですか。	巡視時の在園者数に係数を乗じて算出しております。
手5	募集要項 P6 7 管理運営経費等 (1) 管理運営経費  自然災害に対する保険や指定管理者賠償責任保険、施設賠償責任保険等の保険料の扱いは、どのようになっているのですか。入らなければならない保	募集要項 P3 3 業務の基準 (12) に記載のとおり、保険への加入をお願いいたします。

	険はありますか。	
--	----------	--